

第16回 静岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和3年9月10日（金）
午後2時から午後2時30分まで
会場 静岡庁舎 新館8階 市長公室 ほか

次 第

1. 開 会
2. 【報告事項】
 - ・市内の感染状況について . . .【資料1】
3. 【周知事項】
 - ・緊急事態宣言の概要について . . .【資料2】
4. 【市の対応方針】
 - ・緊急事態宣言の延長に係る市の対応方針について . . .【資料3～6】
5. 【各局の対応状況】
 - ・ワクチンの接種状況について . . .【資料7】
 - ・学校等の感染症対策について . . .【資料8、9】
 - ・職員の感染症対策について . . .【資料10】
6. 【提案事項】
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策事業 . . .【資料11】
7. 【今後の対応への考え方】
 - ・本部長発言
8. 閉 会

第16回 静岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時： 令和3年9月10日（金）午後2時から午後2時30分まで

場 所： 静岡庁舎新館 8階 市長公室……………①

各庁舎 自席……………②

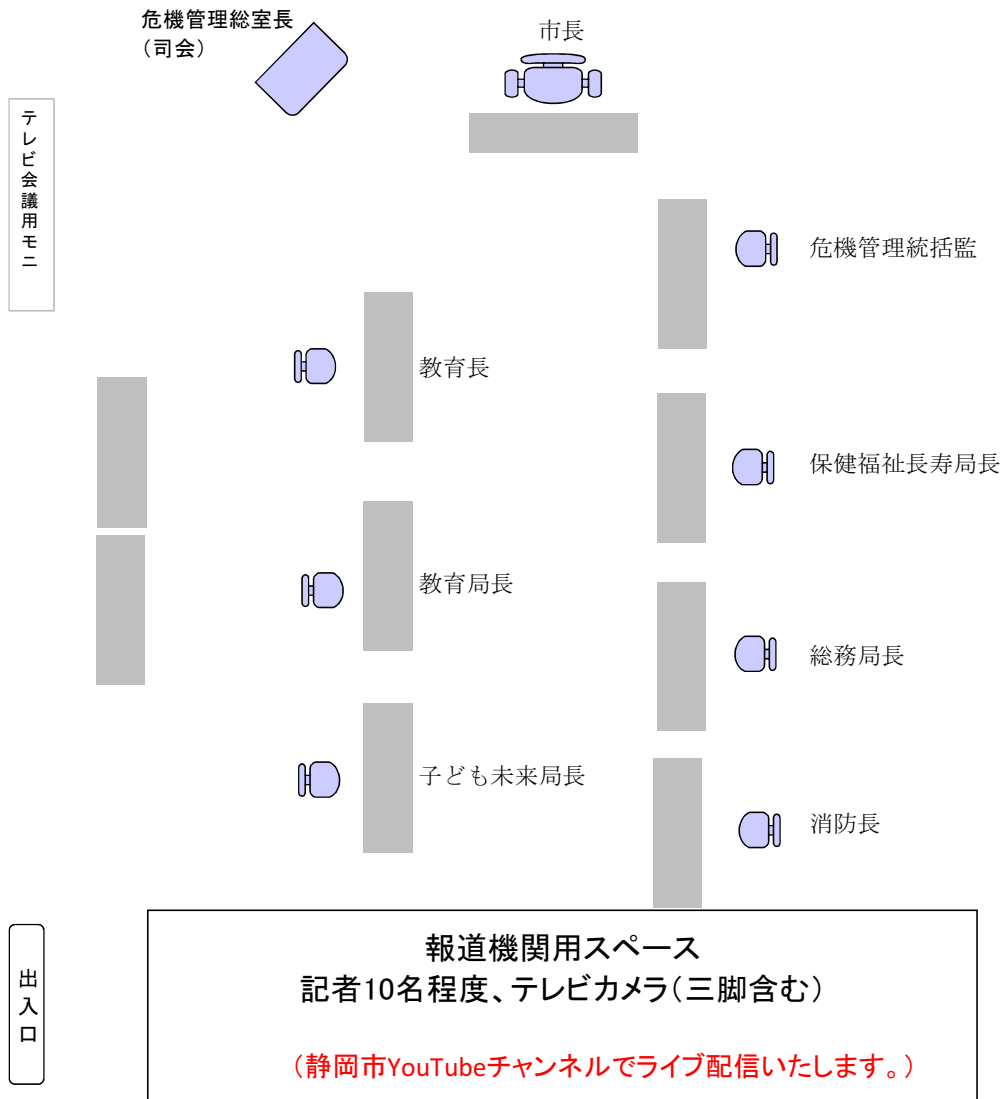
出席者

1	本部長	市長	田辺 信宏	①
2	副本部長	副市長	大長 義之	②
3	副本部長	副市長	本田 武志	②
4	本部員	危機管理統括監	梶山 知	①
5	本部員	教育長	赤堀 文宣	①
6	本部員	市理事	吉井 博昭	②
7	本部員	市理事	川崎 豊	②
8	本部員	連携調整監	大村 明弘	②
9	本部員	総務局長	渡辺 裕一	①
10	本部員	企画局長	松浦 高之	②
11	本部員	財政局長	大石 貴生	②
12	本部員	市民局長	秋山 健	②
13	本部員	葵区副区長（代理）	稲葉 宣明	②
14	本部員	駿河区長	田中 朗	②
15	本部員	清水区長	堀池 明	②
16	本部員	観光交流文化局長	望月 哲也	②
17	本部員	環境局長	藪崎 徹	②
18	本部員	保健福祉長寿局長	杉山 友章	①
19	本部員	保健衛生医療統括監	長谷川 誠	②
20	本部員	保健所統括監	松田 仁之	②
21	本部員	子ども未来局長	青野 志能生	①
22	本部員	経済局長	加納 弘敏	②
23	本部員	都市局長	宮原 晃樹	②
24	本部員	建設局長	海野 強	②
25	本部員	会計管理者	丸岡 浩三	②
26	本部員	消防長	小長井 善文	①
27	本部員	上下水道局長	服部 憲文	②
28	本部員	教育局長	青嶋 浩義	①
29	本部員	議会事務局長	森井 聡	②
30	オブザーバー	選挙管理委員会事務局長	青木 陽一郎	②
31	オブザーバー	人事委員会事務局長	梶山 雅代	②
32	オブザーバー	監査委員事務局長	高田 和昌	②
33	オブザーバー	農業委員会事務局長	増田 雅之	②

第16回 静岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

日時：令和3年9月10日（金） 午後2時から午後2時30分まで

会場：静岡庁舎 新館8階 市長公室ほか



《自席（個室）》	
大長副市長 本田副市長 市理事兼総務局理事 市理事兼経済局理事 連携調整監 企画局長 財政局長 市民局長 葵区長 駿河区長 清水区長 観光交流文化局長 環境局長 保健衛生医療統括監 保健所統括監	経済局長 (25) 都市局 建設局 会計管理者 上下水道局長 議事事務局長 (オブザーバー) 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局

令和3年9月10日

第16回静岡市新型コロナウイルス感染症
対策本部会議

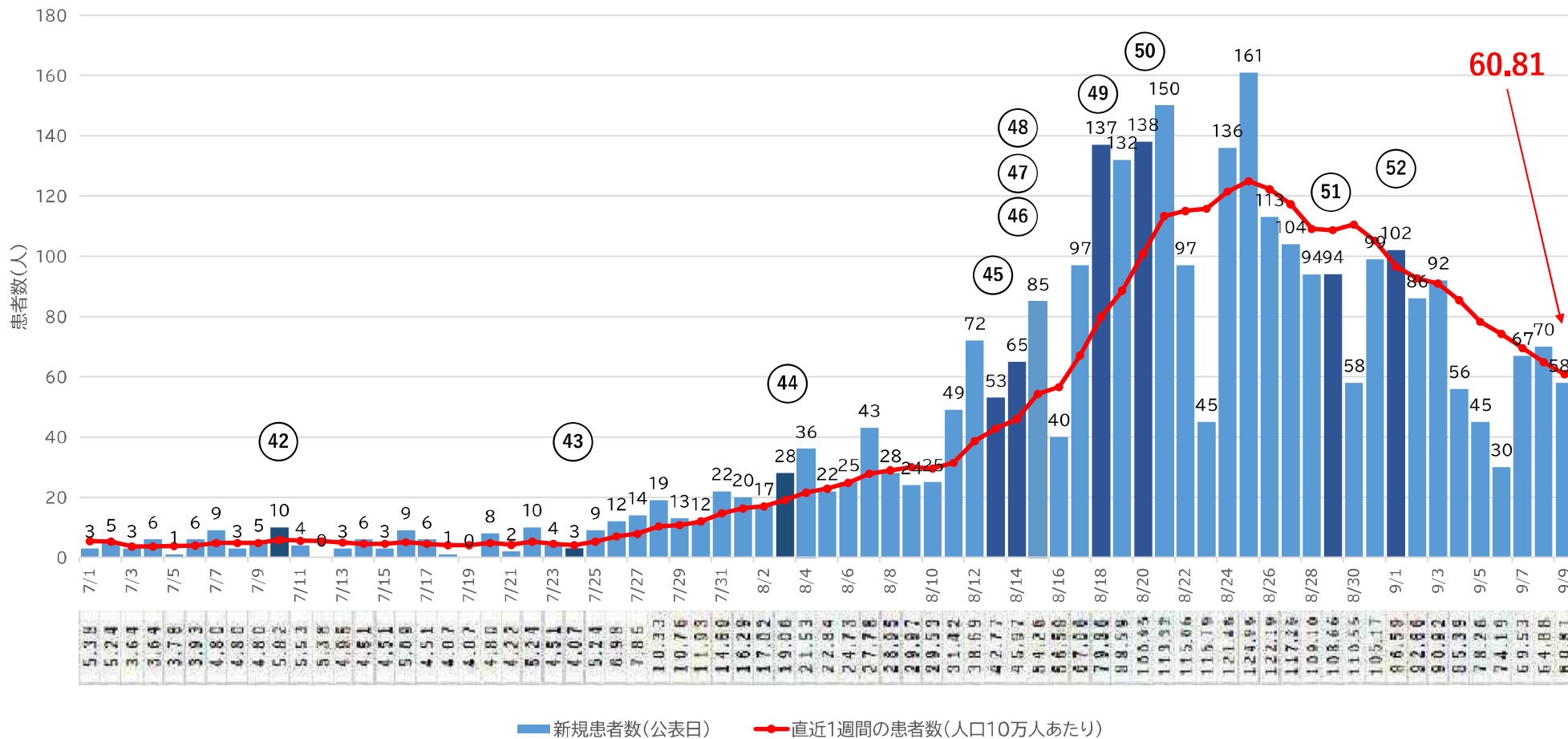


静岡市

2021年9月9日

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

※○の数字はクラスター番号で、青地白抜き数字の●は接待・カラオケを伴う飲食店の発生事例



感染状況のステージ判断のための指標

2021年9月9日

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合		②10万人あたり 療養者数 (※)	③PCR 陽性率	④10万人あたり 新規報告数	⑤直近一週間と 先週一週間の 比較	⑥感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用 病床					
静岡市	県中部 56.6%	県中部 52.2%	128.30	15.4%	60.81	0.66	29.9%
			入院 85	陽性者 447	陽性者 418	先週 637	合計※ 364
			ホテル療養 30	検査数 2,905		8/27 ~ 9/2	不明 109
			自宅療養 767	うち医療機関 2,207		直近 418	
9/8	9/8	9/7	9/1 ~ 9/7	9/3 ~ 9/9	9/3 ~ 9/9	9/2 ~ 9/8	
ステージ3 の指標	20%以上	20%以上	20人以上	5%以上	15人以上		50%以上
ステージ4 の指標	50%以上	50%以上	30人以上	10%以上	25人以上		50%以上

(参考)

県東部	59.2%	県東部	37.5%
県中部	56.6%	県中部	52.2%
県西部	49.1%	県西部	21.2%
県全体	54.4%	県全体	34.4%

※確認中は除く。

※毎週月曜日～金曜日に更新

緊急事態宣言の概要について（予定）

資料2

1. 区 域

県内全域

2. 期 間

令和3年9月13日（月曜日）から9月30日（木曜日）まで

3. 措置等の概要

（1）市民への要請

日中を含め、不要不急の外出自粛要請 等

（2）事業者等への要請

ア 飲食店事業者への要請

（ア）休業要請（酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等）

（イ）営業時間短縮要請（午後8時から翌朝午前5時まで（ア）以外の飲食店）

イ 飲食店以外の施設（1,000㎡超の大規模集客施設）への要請

営業時間短縮要請（午後8時から翌朝午前5時まで）

※イベント開催時は、午後9時から翌朝午前5時まで

ウ 催物（イベント）の開催制限 等

市民等への周知啓発等について

市民の「いのち」を守るため、感染拡大防止に対し、最大限の協力をしていただくよう、丁寧かつ分かりやすく説明すること。

【1. 市民への意識啓発と感染防止対策の強化】

- 手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策のほか、感染リスクの高い行動を避けるなど、感染防止対策を強化徹底するため、関係機関等と連携し全庁をあげて広報・啓発活動に取り組むこと。
- 感染者のうち若い世代の割合が高くなっているため、予防意識を向上させるよう周知・徹底すること。
- 人流を抑制するため、不要不急の外出やすべての都道府県との不要不急の移動・往来を自粛するよう、積極的に呼びかけること。
- 本市の感染状況や感染症対策を正しく、わかりやすく、速やかに伝えること。

【2. 飲食店の休業および営業時間の短縮】

- 事業者や関係団体等に対し、休業及び営業時間の短縮などの要請内容を周知徹底するとともに、業種別ガイドラインを遵守するなど、感染防止対策を徹底するよう積極的に呼びかけること。
- 特に酒類の提供禁止については、事業者に多大な影響を及ぼすため、本市の状況を理解いただくよう丁寧な説明を行うこと。

【3. 大規模集客施設の営業時間の短縮】

- 事業者や関係団体・指定管理者に対して、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底するとともに、入場者の整理及び誘導等を要請するよう呼びかけること。
- 指定管理者等と連携し、営業時間の短縮要請の周知徹底を行うこと。

公の施設の管理運営に関する基本的な考え方

【市の対応方針】

- 公の施設の管理運営については、関係機関と連携し業種別ガイドラインを遵守した上で、原則開館すること。ただし、周遊の促進につながる観光施設などにおいては、県の要請に基づき、原則休館とするよう指定管理者等と調整すること。
- 人流を抑制し、人と人との接触機会を減らすため、特に県外からの利用自粛を呼びかけるよう施設管理者と調整すること。
- 営業時間短縮要請の対象となった大規模集客施設（1,000㎡超）については、
 - ・営業自粛時間を午後8時から翌朝午前5時までとする。（但しイベント開催時は午後9時から翌朝午前5時まで）
 - ・人数上限（5,000人）かつ収容率（50%以内）のいずれか小さい方とする。（イベント関連施設）
 - ・飲食を提供する場合は、飲食店か否かにかかわらず、飲食店に対する要請内容に準ずること。
- 営業時間短縮要請の対象とならない（1,000㎡以下）施設については、施設の利用形態や利用状況等に応じて必要な感染防止対策を講じることとする。（詳細は次ページのとおり）
- 上記の対応方針については、施設管理者や利用者等と調整し、早急に対応すること。
- なお、施設の営業時間短縮等における指定管理料の取扱いについては、総務課及び財政課と別途協議すること。

【1,000㎡以下の施設の取扱い】

○施設の利用形態・利用状況が

①大きな声を発することが伴う活動をする場合

②密集する運動や近距離で接する場面が多い場合

③複数人が集まり、呼気が激しくなるような活動をする場合

など、感染するリスクが高いと思われる施設の利用形態等の場合は、施設管理者等と協議・調整し、午後8時までの営業時間の短縮や利用人数の制限等の対応を検討すること。

なお、営業時間の短縮や利用人数の制限等を行う場合は、感染拡大防止の観点等から、利用者等に理解いただけるよう丁寧に説明すること。

※施設管理のしやすさや利用者への分かりやすさ等の観点から安易に制限を行わないこと。

○施設の利用形態・利用状況が

①大きな声を発することが伴わない活動をする場合

②講座、講演会、会議など激しい活動が伴わない場合

③十分な人と人との間隔が確保されるなど、人と接触する機会が少ない場合

など、感染するリスクが低いと思われる施設の利用形態等の場合は、営業時間の短縮等の対応は行わないこととする。

催物の開催に関する基本的な考え方

【市の対応方針】

- イベント開催に当たっては、国の「基本的対処方針に基づく催物の開催制限」や、静岡県の「イベント開催における感染防止方針」等を遵守することとする。
- 人流を抑制し、人と人との接触機会を減らすため、特に県外からの参加を控えるようイベント主催者等に働きかけること。
- イベント主催者等に対し、国及び県が示す感染防止対策を徹底するよう働きかけるとともに、イベント開催について慎重な判断が必要な場合は、主催者等と調整すること。
- 特に、全国的な移動を伴うイベント、参加者が1,000人を超える大規模イベントは、感染するリスクが高まるため、イベント主催者等と調整し、感染防止対策に万全を期すこと。
- イベント開催における飲食の取扱いについては、酒類提供を含め、飲食店に対する要請内容に準じることとなるため、特に留意すること。

<参考資料>

- 新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催に関する基本方針（令和3年1月21日改正）
- 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（事務連絡 令和3年9月9日）
- 静岡県イベント開催における感染防止方針（令和3年7月26日版）
- 静岡県イベント開催におけるチェックリスト 主催者用（令和3年7月26日版）
- 全国的なイベント等の相談対応マニュアル 市町向け（令和3年7月26日改訂）
- 業種別ガイドライン
- ふじのくにシステム

感染状況に応じたイベント開催制限等について（6/17～の取扱い）

	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置		(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	都道府県の判断
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。
- ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

令和3年9月9日 事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から参照

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	適切なマスク着用徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う *隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等) *大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④	手洗の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気 (1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け) ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限る。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 座席指定、動線確保などの適切な行動管理・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入）
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

学校等の活動における基本的な考え方

【市の対応方針（学校・こども園）】

- 教職員や保護者と協力して、園児・児童・生徒等に対して、基本的な感染症対策を強化するとともに、感染リスクの低減を図るための対策を実施すること。
- 小中学校及び高等学校の教育活動については、感染症対策を講じながら、可能な限り工夫をして、授業・学校行事・部活動等を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障すること。
そのため、一斉の臨時休業は実施せず、各学校は保護者と協力して、感染症対策を強化するとともに、感染リスクの低減を図るための対策を実施すること。
- 児童・生徒、教職員は、自身及び同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合には、登校・出勤しないようにすること。
また、「3密」の回避（「1密」にも留意）、屋外での活動においても感染症対策を講じること、手洗いなどを徹底すること。
特に、密集する運動や多くの人が集まる行事などの感染リスクの高い活動は、回避すること。
- 授業の実施については、必要に応じて、宿題プリントの配布やオンラインによる授業の手立てを講じて、家庭でも学習できる環境を整えること。
また、部活動については、適切な感染症対策を講じた上で、少人数・短時間での活動にとどめるとともに、部室利用や帰宅するまでの行動についての指導も徹底するなど活動時間や内容に十分配慮し、実施可能な範囲での活動とすること。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況について

新型コロナウイルスワクチン接種に係る基礎データ

(1) ワクチン接種者数と接種率 9/8時点

区分	対象者数(人)	1回目		2回目	
		接種者数(人)	接種率%	接種者数(人)	接種率%
65歳以上	218,889	185,524	84.76	177,717	81.19
60-64歳	41,712	30,950	74.20	22,481	53.90
50-59歳	96,863	51,433	53.10	21,468	22.16
12-49歳	279,177	61,353	21.98	32,243	11.55
11歳以下	55,356	—	—	—	—
計	691,997	329,260	47.58	253,909	36.69

※接種者数=VRS(ワクチン接種記録システム)への入力数値

【参考】

9/8時点

国と静岡県の状況 (政府CIOポータルより)		1回目	2回目
		接種率%	接種率%
国	65歳以上	89.45	87.63
	全人口	54.01	42.90
静岡県	65歳以上	89.91	87.43
	全人口	52.72	40.83

今後の接種スケジュール

★9/10から「12歳～18歳の方」を含む先行予約対象者の方の予約受付を開始

★9/15から「全ての方」を対象に予約受付を開始

★第4クール(1回目9/27～10/17、2回目10/18～11/7)での希望する市民の方全員の接種完了を目指す

優先接種対象者の拡大！

第4クール予定を一部前倒し！

No	予約対象者	想定人数	予約開始日	予約方法		接種期間
				ウェブ	コールセンター	
1	妊婦とその同居の方	約0.7万人	9/1	(9/15から可能)	○	9/8 ~ 11/7
2	受験生の方	約1万人	9/4	○	○	9/9 ~ 11/7
3	12歳～18歳の方	約1.7万人 (受験生との重複除く)	9/10	○	○	9/27 ~ 11/7
4	50歳以上の方	約1.3万人		○	○	
5	49歳以下の基礎疾患を有する方			○	○	
6	福祉施設等の従事者の方			○	○	
7	障がいのある方			(9/15から可能)	○	
8	上記1～7以外の方	約7.3万人	9/15	○	○	
合計		約12万人				

11月末完了予定を加速化！

第4クール（9/27～11/7）における接種会場

★市内に約300か所の個別医療機関の接種会場があります。

★第4クールに開設する集団接種会場は以下のとおりです。

会場名(住所)		開設日時 (会場都合などにより開設を見送る場合があります)	接種対象者
集団接種	ツインメッセ静岡 (駿河区曲金三丁目1-10)	・水、木、土曜日 14:00～17:00、17:30～20:30 ・日曜日 9:00～12:00、14:00～17:00	・どなたでも接種可能
	清水マリントーミナル (清水区日の出町10-80)		
	城東保健福祉エリア (葵区城東町24-1)	・水、木、土、日曜日 9:00～12:00、14:00～17:00	・障がいのある方
	清水区役所 (清水区旭町6-8)		

(参考1) 静岡モディ会場について

会場名(住所)	開設日時	接種対象者
静岡モディ (葵区御幸町6-10)	1回目: 9/8～9/28 2回目: 9/29～10/19 ・月～土曜日 14:00～17:00、17:30～20:30 ・日曜日 9:00～12:00、14:00～17:00	・妊婦とその同居の方 ・受験生の方 ・予約に空きが生じた場合は、各接種日の5日前からどなたでも予約が可能となります

(参考2) 「妊婦とその同居の方」「受験生の方」の予約状況

【9月8日時点】

予約数の内訳	妊婦とその同居の方	受験生の方	計
静岡モディ	1,691	2,852	4,543
ツインメッセ静岡	0	3,226	3,226
計	1,691	6,078	7,769

(参考3) 静岡商工会議所との接種連携

(概要) 静岡商工会議所と連携し、会員事業所を対象に集団接種会場での接種につなげる。

(接種会場等) 接種会場と開設日: ツインメッセ静岡 水曜日及び木曜日 に開設

(1回目9/29、30、10/6、7、13、14 2回目10/20、21、27、28、11/3、4)

学校等の感染症対策について

○基本的な考え方について

小中学校及び高等学校の教育活動については、感染症対策を徹底して、子どもの命を守るとともに子どもたちの安心・安全な生活を確保すること。その上で、可能な限り工夫をして、授業・学校行事・部活動等を継続し、児童生徒の学びや発達を保障したり、セーフティネットとしての学校の役割を果たすこと。

そのため、一斉の臨時休業は実施せず、各学校は保護者と協力して、感染症対策に取り組むとともに、感染リスクの低減を図るための対策を実施すること。なお、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、臨時休業（学級、学年、学校全体）の措置を取り感染拡大を防止すること。

○感染症対策について

- ・これまで実施してきた感染症対策を引き続き徹底すること。（詳細は、資料8-1参照）
 - － 新型コロナウイルスを持ち込まない（発熱等の風邪症状の場合は登校しないなど）
 - － 「3密」の回避（「1密」にも留意）、手洗い、マスクの着用など
 - － 密集する運動や行事などの感染リスクの高い活動は、回避することなど
- ・児童生徒や教職員の感染が確認された場合は、文部科学省のガイドラインに基づいて作成した本市のガイドラインにしたがって対応すること。

○学びの保障について

- ・授業の実施については、必要に応じて、宿題プリントの配布やオンラインによる授業の手立てを講じて、家庭でも学習できる環境を整えること。

オンライン授業について ー以下の取組を通して、子どもの学びを保障していきますー（詳細は、資料8-2参照）

- ・新型コロナウイルス感染及び感染予防等で、やむを得ず学校に登校できない児童生徒が自宅でオンライン授業を受講できる環境を整備している。
 - 実証研究の成果等については、「静岡市GIGAポータルサイト」等を活用して全校に情報発信・共有

- ・部活動については、適切な感染症対策を講じた上で、少人数・短時間での活動にとどめるとともに、部室利用や帰宅するまでの行動についての指導も徹底するなど活動時間や内容に十分配慮し、実施可能な範囲での活動とすること。

緊急事態宣言の発令に基づく市立小・中学校及び高等学校における感染症対策について

1 緊急事態宣言の発令について

8月17日、政府は、静岡県を対象に、8月20日から9月12日までを期間として、「緊急事態宣言」を発令した。

これを受けて、市立小・中学校及び高等学校においては、文部科学省の衛生管理マニュアル上の「感染地域のレベル3」を継続しつつ、感染症対策をより強化することとする。

2 学校運営の方針について

各学校及び各家庭での感染症対策をはじめとする様々な取り組みにより、本年度は、市内の小中学校及び高等学校において、クラスターは発生していない状況である。しかしながら、8月11日以降、市内の新規感染者数が増加しており、感染力の強い変異株の拡大を防ぐための対策を講じていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、**今後の学校運営の方針については、以下のとおりとする。**

- | |
|---|
| <p>(1) 夏休み期間中の感染症対策の強化により感染拡大を抑え、夏休み明けの授業開始を予定通り実施できるようにする。</p> <p>(2) 夏休み明けの教育活動については、感染症対策を講じながら、可能な限り工夫をして、授業・学校行事（校内外）・部活動等を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障する。また、<u>感染力の強い変異株の影響を迅速に把握し、実効性のある感染症対策を適切に実施していく。</u></p> |
|---|

3 感染症対策の概要

(1) 夏休み期間中について

学校利用者（児童生徒・保護者、教職員、施設点検業者等の関係者）の健康状態等を把握するとともに、学校利用者同士の接触を可能な限り回避する。

※学校利用者へのお願い

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・感染症を予防するには、身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けてください。 ・<u>不要不急の外出（特に、混雑する場所）の自粛、県境をまたぐすべての都道府県への不要不急の行き来を自粛してください。</u> ・児童生徒の他家庭への行き来、家族ぐるみの交流による接触を控えてください。 ・同居家族以外の方と食事をする際には、「黙って食べる」、「会話は、必ずマスクを着用する」ことをお願いします。 |
|---|

(2) 夏休み明けについて

- ・学校利用者及び同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合等には、登校・出勤等をしないことを徹底する。
- ・これまでの基本的な感染症対策を徹底する。
手洗い、「3密」の回避（「1密」にも留意）、屋外での活動においても感染症対策を講じることなど。

- ・合唱・調理・密集する運動などの感染リスクの高い教育活動は、回避する。
- ・児童生徒以外が参加する行事等を実施する場合は、同時に多くの人が校舎内に入らないようにしたり、児童生徒への接触、または参加者同士の接触を可能な限り回避したりする。

4 指導上の留意事項について

- (1) 感染者が確認された場合に、学校内の活動が原因となって児童生徒、教職員が濃厚接触者となることのないように留意して日常的な活動を行う。
- (2) 児童生徒は、感染症対策の長期化に加え、今回のさらなる行動自粛により、心身のストレスが強まることが考えられることから、児童生徒ができるだけ無理なく、かつ主体的に感染症対策に取り組むことができるよう配慮する。

5 地域ごとの「学校の行動基準」に基づく教育活動の実施について（文科省マニュアルにおけるレベル3の対応例及び本市での実施方法） ※下線部は変更点

(1) 学校に新型コロナウイルスを持ちこまないための手立てについて	
① 家族の体調不良時の出席停止	
文科省マニュアル	・同居家族に風邪症状が見られる場合、登校させないこととする。
本市での実施方法 《継続》	・家族の理解と協力を得て、登校を控えていただく。この場合、宿題を課すなどして学習を保障する（欠席としない）。
② 登校時の健康観察	
文科省マニュアル	・登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにする。
本市での実施方法 《継続》	・登校の時間差をつけたり、入口を複数箇所設けたりして、密を避けて、校舎に入る前に実施する。 ・校舎に入る前の実施が難しい場合は、教室への入室後、速やかに児童生徒の健康状態を把握し、体調不良を確認した場合は他者に接触させないなど適切に対応する。 ・健康カードへの同居家族の健康状態の記載については、上記①実施により不要とする。
③ その他（家族間の行き来）	
文科省マニュアル	記載なし
本市での実施方法 《継続》	・友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみでの交流による接触を控える。

(2) 教科指導及び給食指導等について	
① 教科指導	
文科省マニュアル	・感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動は行わない。
本市での実施方法 《強化》	・ <u>音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育の密集する運動など、文部科学省の衛生管理マニュアルに記載されている「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、避ける。</u>

② 給食指導	
文科省マニュアル	・通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難であるが、適切な栄養摂取ができるよう工夫する。
本市での実施方法 《継続》	・これまでの感染症対策（配膳時の児童生徒間の距離の確保など）を再度、徹底するとともに、丁寧な手洗いや消毒、喫食終了時のマスク着用などを実施し、より安全な給食時間とする。
③ 休み時間	
文科省マニュアル	・トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの工夫が必要である。
本市での実施方法 《継続》	・休み時間の過ごし方については、教職員の目が届きにくいことを踏まえて、児童生徒がトイレや水道付近に密集したり、近距離での会話や接触をしたりしないように、自分たちで約束事を決めて実行できるようにする。 ・教職員は、その状況を見届け、必要に応じて指導する。

(3) 部活動の実施について	
文科省マニュアル	・なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて実施する。 ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない。
本市での実施方法 《強化》	・引き続き校内のみ（STEP1）とするが、 <u>下線部</u> の内容を厳守した上で、学校長の判断により実施可能な範囲での活動とする

①活動実施において、下記事項▶を厳守する。

- ▶個人や少人数での活動をより短時間で行う。
- ▶相手と接触したり組み合ったりする、向き合っでの発声や激しい呼気が伴うなど、飛沫の可能性が高い活動は行わない。
- ▶指導者は、活動中に限らず、活動前後の付随する場面での指導も徹底する。
（部室内での着替え、準備片付け、休憩、下校時など）
- ▶その他、下記の留意点を参照し、担当する部活動の実態に沿った感染症対策プランの徹底を図る。

留意点

- ・屋外でできる活動は屋外で行う。
 - ・集団でのランニングは行わず、互いに十分な距離をとって行う。
 - ・屋内での演奏や共同作業は、互いの距離感が保てる人数制限、十分な換気などに配慮する。
 - ・ミーティングや集合時は、互いの距離間に留意し、短時間で行う。
 - ・屋内の活動では、2方向以上の窓を開放するなど換気を心掛ける。
 - ・部室や更衣室の利用は、換気に注意し、少人数及び時間差で使用する。
 - ・楽器等については唾液の処理等も適切に行う。
 - ・ラケット、グローブ、楽器等の道具は、できる限り共有はしない。
 - ・共有する道具、よく手を触れる場所（手すり、ドアノブ）の消毒を行う。
 - ・共有のボトルやコップの使用はしない。
 - ・活動終了後に、生徒同士で食事することを控えるよう特に指導を徹底すること。
- 各連盟や協会から感染症対策が示されている注意事項等があれば、留意すること。

- ②部活動への参加については、各家庭の事情等を配慮し、本人と保護者の意向を十分に受け止め、強制にならないようにすること。
- ③上位大会につながる大会参加については、保護者の同意を得た上で、学校として必要性を判断し、決定すること。

(4) 学校行事について

① 修学旅行および集団宿泊的行事

文科省マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・有意義な教育活動であるため、教育的意義や児童生徒の心情を踏まえ、一律に中止とするのではなく、適切な感染防止策を十分に講じた上で実施について配慮する。
本市での実施方法 《継続》	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月8日付03 静教教学教第142号「令和3年度修学旅行について(通知)」のとおり、適切な感染防止策を十分検討した上で実施について判断する。 ・実施に当たっては、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にする。

オンライン授業について

オンライン実証研究

9月12日まで

- ・児童生徒が自宅に持ち帰った学習用端末を用いて参加するオンライン授業の実証研究を、小学校5校、中学校4校（計9校）で実施
- ・オンライン授業を行う際に必要なことを整理し、市内全小・中学校へ周知

10月

- ・各校の情報教育担当者を対象に研修会を実施し、9校の先行実践を紹介するとともに、各校で取り組むべき内容を具体的に研修

11月まで

- ・各校最低1学級で学校と家庭とを結んだオンライン授業を実践予定



学習用端末の機能を用い、
次のような学習活動を実施

- ・授業の配信
- ・課題の配布・回収
- ・共同編集
- ・意見の交流 など



静岡市GIGAポータルサイトによる情報発信



「静岡市GIGAポータルサイト」
等で、オンライン授業の実践例や
資料を全校に情報発信・共有

静岡市教育センターから、
GIGAスクール構想推進に向けた情報を発信します
～ 下のアイコンをクリックすると各ページへ移動します ～

静岡市からの情報はこちらをクリックをご覧ください

研修による 教職員のICT活用能力 向上に向けた取組	静岡市内各校の 授業実践	学校毎に掲載された 各校のGIGAスクール構想 推進に向けた取組	ICT活用に関する情報

端末持ち帰り実証研究

情報教育推進委員の取り組み

静岡型小中一貫教育

つながる力の育成をめざして

市内学校HP【一覧】

Shizuoka.ednet.jp

学校図書館活用ガイドライン

学校図書館支援室

学校等の感染症対策について（市立こども園等）

子ども未来局

緊急事態宣言下における市立こども園の運営

市立こども園は、次のことから、緊急事態宣言下においても、感染防止対策を徹底しながら運営を継続する。

- ・乳幼児への適切な幼児教育・保育の提供が必要であること
- ・保育を提供することで働く保護者を支援していく必要があること

緊急事態宣言下における運営のために、従来からの感染防止対策を徹底するとともに、保護者に向けて、感染防止対策への協力を改めて依頼

感染防止対策

- ・保育室の換気、園内の消毒など基本的な感染予防対策の徹底
- ・園内の三密回避（園児の遊びの分散化、園行事の延期・見直し等）
- ・園児、職員の毎日の健康チェック（体温測定、体調の確認等）
- ・職員のマスク着用
- ・職員の体調管理の徹底（体調不良時には早期受診・休養）
- ・職員の勤務時と家庭内での感染防止対策の徹底
- ・職員へのワクチン接種（希望者の約9割が2回接種済み）

改めて保護者へ協力を依頼した事項（資料9-1参照）

- ・家庭における感染症対策の徹底
- ・園児、同居の家族の健康管理
- ・園児、同居の家族に発熱等がある場合の休養、医療機関の受診
- ・園児の登園に際しての注意事項（園児に発熱や呼吸器症状がある場合の登園について等）

緊急事態宣言延長への対応

保護者へ協力をお願いしながら、感染防止対策の徹底に取り組み、園内での感染をできる限り防ぎながら、市立こども園の運営を継続していく。

（私立園においては、市立こども園の取組を参考にしてもらいながら、各園が感染防止対策に取り組み運営を継続している。）

※ 放課後児童クラブについても、緊急事態宣言下において感染防止対策を徹底しながら運営を継続している。

なお、クラスターが発生したことから、感染者が判明した場合の休止等の考え方を示した対応方針の策定を進めている。

事務連絡

令和3年8月20日

保護者各位

静岡市子ども未来局こども園課長

緊急事態宣言の発出に伴う市立こども園の利用について（お知らせ）

平素より、本市の幼児教育・保育行政につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和3年8月17日に、新型コロナウイルス感染症の地域の感染状況から、静岡県が緊急事態宣言の実施区域の対象となりました。（期間：8月20日～9月12日）

こども園等の緊急事態宣言への対応については、国から感染防止対策を徹底しつつ、原則開所をお願いする旨が示されており、市立こども園・待機児童園においては、感染防止対策を徹底したうえで通常どおり開園することとし、保護者の皆様に対しては、登園自粛のお願いはいたしません。

なお、市立こども園・待機児童園では、様々な感染対策を講じたうえで、お子様をお預かりしていますが、お子様を安心してお預かりするためには、皆さまお一人おひとりのご協力が不可欠です。改めて、ご家庭での感染症対策の徹底、お子様や同居のご家族の健康管理等に心がけていただきますようお願いいたします。

また、園内で感染者が出た場合は、原則臨時休園することとしております。安全な保育の提供を継続していただけるよう、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆お子様や同居のご家族に発熱等の症状がありましたら、休養していただき、早めに受診していただくようお願いいたします。



「いつもの体調不良」と思っても、
新型コロナウイルスに感染しているかもしれません。
「このくらいなら大丈夫」と登園したら、
感染を広げてしまうかもしれません。

発熱や呼吸器症状がある場合はお休みし、
早めの受診を心掛けましょう。
皆さまのご協力をお願いします。



記

1 登園に際してのお願い

- ・お子様の健康状態等の観察（夜間や休日も含む）を継続していただき、登園前には体温（検温）と体調を必ず確認し、登園時にお子様の健康状態等をお知らせください。

- ・お子様に発熱や呼吸器症状（咳、のどの痛み、鼻水等）がある場合は、解熱後 24 時間は登園を控えていただくようお願いいたします。呼吸器症状がある場合は、改善するまで登園を控えていただくようお願いいたします。なお、登園時に前夜の発熱や呼吸器症状等が確認された場合は、お子様の受入れをお断りさせていただきます。感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・お預かりするお子様の体調管理のため、同居のご家族についても、発熱や呼吸器症状（咳、のどの痛み、鼻水等）がある場合には、登園時にお知らせください。

2 お子様や同居のご家族がPCR検査を受ける場合、感染が判明した場合の報告について
お子様や同居のご家族がPCR検査等を受ける場合（自主的に受ける場合や職場で受ける場合を含む）、または感染が判明した場合には、休日も含め、必ず園（開園時間外は清水区役所警備員室）にご連絡ください。

●清水区役所警備員室 054-354-2111 ※開園時間外のみ

3 保育料・給食費について

- ・登園自粛の要請は行わないため、登園日数に応じた保育料・給食費の減額は行いません。
- ・園児や職員の感染により施設が休園になった場合や、園児が濃厚接触者に特定され自宅待機となった場合等は、登園しなかった日の保育料・給食費を還付します。

4 発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が心配される場合

- ・お子様や同居のご家族の体調が優れない場合には、早めに休養していただくとともに、医療機関を受診してください。
- ・休日等で医療機関を受診できない場合は、発熱等受診相談センター（静岡市保健所）にご相談ください。

●発熱等受診相談センター（毎日 24 時間） 054-249-2221

5 その他

- ・感染拡大防止の観点から、可能な場合は早めのお迎えを心掛けるなど、保護者様ができる範囲でのご協力をお願いいたします。（2・3号認定こども）
- ・保護者様が、お子様を送迎される際には、マスクの着用にご協力をお願いいたします。

静岡市子ども未来局

こども園課

TEL054 - 354 - 2632

職員の感染症対策について

総務局

【1. 取組概要】

○出勤者の5割削減

期間：令和3年8月25日（水）～9月12日（日）

※各所属、遅くとも8月27日（金）までには体制を整えて実施

取組：週休日の振替、在宅勤務等を活用して、職場へ出勤する職員を5割削減

対象：全ての職員（会計年度任用職員を含む。）約3,700人

ただし、新型コロナ対策に直接関わる所属（危機管理総室、保健福祉長寿局）等を除く。

○職員の勤務の分散化

出勤する職員も、時差出勤、空き会議室等での勤務、テレビ会議、Web会議等により、職場の密を回避

○会議等への対応の見直し

会議等の開催に当たり、最小人数・短時間・ゼロ密（密集・密接・密閉の回避）で実施することを心掛ける。

テレビ会議、Web会議等の活用 会議時間は30分以内を目安とし、最短時間で実施等

【2. 取組の効果】

職場の密回避、通勤混雑回避 ⇒ 職場における感染拡大の防止

【3. 今後の方向性】

9月30日（木）までの間（緊急事態宣言の期間中）は、引き続き、出勤者の5割削減に取り組む。

この間は、週休日の振替、在宅勤務等をはじめとした上記取組を更に推し進め、出勤者の5割削減、職場における感染拡大の防止の更なる徹底を図る。

新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策事業（提案）

1. 提案趣旨

・ これまでも J R 静岡駅等での検温事業や感染拡大防止の普及啓発を行ってきたが、感染力の強いデルタ株の影響から、**従来の方法では感染拡大を防止できないレベル**となっている。緊急事態宣言が延長される中、市内の感染者数を抑制し、医療のひっ迫状況を早急に回復・改善させるには、**より強力で即効性のある感染拡大防止対策が必要**である。

2. 感染拡大防止のPOINT

- ・ 感染拡大の要因をできる限り排除するため、徹底した**人流抑制と感染リスクの高い行動回避**に注力する。
 - **市内全域**を対象とした**不要不急の外出抑制**の強化
 - 中心市街地や人が集まるスポット等における**滞留人口の抑制**
 - 自宅飲み会の自粛など人と人との**接触機会の低減**
 - 全市民への感染防止に対する**意識の向上**

3. 対策事業のPOINT

- ・ 緊急事態宣言の解除に向け、全庁をあげて**効果的な対策を集中的に実施**することで**感染者数の減少を加速**させる。
 - **夜間 8 時以降の外出抑制**を重点的に実施
 - 人が集まる中心市街地を中心に感染拡大防止の**重点地域を設定**
 - **庁内全局から職員を動員**することで**広域的に事業を展開**

感染拡大防止集中対策事業の概要

実施期間：令和3年9月13日（月）から9月30日（木） 全日：20時から1時間程度

実施場所：市内全域（中心市街地から実施地域を順次拡大）

実施体制：市職員（全局から職員動員）

重点地域(中心市街地・主要駅・人が集まるスポット等)

- 職員が巡回（見回り）し、外出自粛の要請・感染リスクの高い行動を回避するよう呼びかける。
 - ・マスク未着用者への注意喚起
 - ・路上・公園等での飲酒自粛の呼びかけ
 - ・営業時間の短縮等の確認、要請内容協力の呼びかけ
 - ・不要不急の外出者に対する帰宅の呼びかけ
 - ・感染防止啓発品（マスク）の配布 など

その他の地域(重点地域以外)

- 感染拡大防止に係る市民意識を向上させるため、各地域を巡回し、広報・周知活動を実施する。
 - ・不要不急の外出者に対する帰宅の呼びかけ
 - ・マスクの着用、手洗い・換気の実施など基本的な感染症対策の徹底の呼びかけ
 - ・家族以外の方との自宅飲み等の自粛の呼びかけ
 - ・連休における旅行や帰省などの自粛の呼びかけ など